平成２９年（フ）第５９８号
東京都町田市成瀬が丘２丁目16番地８サンライズ成瀬203
債務者　花井　真人
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３１５３号
東京都板橋区若木１丁目８－４　川島方301、前住所東京都練馬区平和台１丁目36－15－407
債務者　星野　一美（旧姓関谷・落合・石澤）
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月24日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１５４号
東京都葛飾区東金町４丁目40－10　グリーンヒルズＫＮ102、前住所東京都世田谷区桜丘２丁目７－23－203
債務者　鈴木　一誠
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月24日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２６５号
東京都中野区弥生町４丁目22－４－203
債務者　金沢　裕子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月24日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３９９号
東京都世田谷区大原１丁目42－13－201
債務者　野田　廉樹
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４４５号
東京都練馬区大泉町４丁目43－７－202
債務者　長田　雅紀
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１号
沖縄県沖縄市古謝津嘉山町12番16号　コリーヌ・ほがらか202
債務者　眞部　孝之
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第８９号
沖縄県沖縄市照屋３丁目14番27号　112号
債務者　高江洲千代子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第９１号
沖縄県宜野湾市野嵩４丁目21番６号
債務者　宮里　直樹
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第４６６号
東京都八王子市椚田町533番地６ルフランくぬぎだ203号室
債務者　茂木　勝
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２５０号
横浜市都筑区すみれが丘43番地１　アベニューすみれが丘301
債務者　横田　空
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３４号
東京都東大和市清水２丁目830番地の５都営東大和清水２丁目アパート２－208号
債務者　志村　好美（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１２７号
神奈川県海老名市中新田４丁目４番８－205号
債務者　齋藤　仁
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２６４号
横浜市保土ケ谷区星川１丁目24番38号　三沢ハイツ101号
債務者　工藤　千穂
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７０号
東京都あきる野市草花2100番地43
債務者　野村　昌弘
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部